

第1章 新計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、平成19年2月に「高知県食の安心・安全推進計画」（平成19年度～平成23年度）を、平成24年4月には「第2次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第2次計画」という。）（平成24年度～平成28年度）を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通・消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進することにより、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、全国的には腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒の発生や冷凍食品への意図的な農薬混入など、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。

このたび、第2次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組で得た成果や課題を踏まえ、新しく「第3次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるもので、食品安全基本法第7条に則るものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

3 計画の期間

第3次計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会において、意見を頂きながら取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページ等で公表していきます。